

令和5年度第2回 長野県剣道連盟更埴支部（更埴剣連）級位審査会 実施要項

1. 主 催 長野県剣道連盟 更埴支部（更埴剣道連盟）
2. 期 日 令和6年3月2日（土）
 役員集合 8時30分（会場及び審査準備、審査員打ち合わせ）
 受付 9時00分（受審番号配布、審査説明）
 開会式 9時40分 **審査開始 10時00分**
 閉会式 11時00分（結果発表）

3. 会 場 坂城町武道館

4. 認定の目安・審査基準及び審査科目

現在級	木刀による 基本技稽古法	審査方法（審査科目）
中学生	1～9本	①切り返し（1往復） ②実技（1分1回） ③基本技稽古法（1～9本）
2級取得者		
3級取得者		
4級取得者	1～6本	①切り返し（1往復） ②実技（1分1回） ③基本技稽古法（1～6本）
5級取得者		
6級取得者 3年生(6級取得の2年 生を含む)	1～4本	①切り返し（1往復） ②実技（1分1回） ③基本技稽古法（1～4本）
7級～10級 2年生以下	実施しない	①切り返し（1往復） ②基本打ち、小手、面、胴打ちを1回ずつ ③実技（30秒1回）

◎ 3年生以上（6級取得の2年生含む）は、木刀による基本技稽古法を実施します。

※ 6年生以上は木刀使用（通常の長さのもの）、5年生以下は竹刀を使用します。

※ 審査は、①～③ 全て行い、結果発表を行います。

※ 級の無い5・6年生は、基本技稽古法1～9本を行います。

※ 級の無い4年生は、基本技稽古法1～6本を行います。

5. 申込み手続き等

(1) 受審資格

- ① 更埴剣道連盟の地区（千曲市・坂城町）に住所を有する者、地区内の剣道クラブに所属している者、または、地区内の高校に通学している者。
- ② 受審回数は、年度内において1回とする。ただし、特別な事情がある場合には次回の審査会に再度受審することができる。
- ③ ①、②に定める者のほか、特別な事情がある場合で、支部長（更埴剣道連盟会長）が認めた場合は、受審資格を有する。

(2) 申し込み

各剣道クラブ等で所定の申込み用紙（様式 1）を作成し、指定した日までに事務局 koshokukendo@gmail.com にデータを提出し申し込む。

(3) 受 審 料

全ての級において、2,000円とする。1級合格者は、更に登録料2,000円を納める。

6. 役 員 等

(1) 審査会責任者・副責任者

（審査責任者は、開閉会式にあいさつを行う。）

(2) 審 査 員

審査主任 1名 審 査 員 2名

（審査主任は、閉会式に講評を行う。）

(3) 役 員

・審査委員長

審査全般の運営責任・指示。賞状、合格証の手配。受審料・登録料の取りまとめ。
係員の依頼と確認。

・審査副委員長

委員長代理、審査全般の運営責任・指示。賞状、合格証の手配。受審料・登録料の
取りまとめ。係員の依頼と確認。

・審査主査（地区担当者）

受審名簿・審査表の作成。

審査当日、受付にて受審者を確認し、審査員に審査表を配布する。

審査会の運営（受付係、運営係、立合係、審査員との連絡調整、開閉会式の進行）

7. 各係及び仕事内容

- ① 受付係 当日の受付、受審者名簿との確認、合格者登録手続き、受審料・登録料の事務。
- ② 運営係 会場設営、受審番号を垂に記入（貼り付ける）、受審者の誘導。
- ③ 立会係 立会いの号令、審査中の指示。
- ④ 賞状・合格証係 賞状の名前記入。1級合格者の合格証作成と発行。

8. その 他

級位審査会は、長野県剣道連盟が作成した「審査会開催における感染拡大予防ガイドライン」を遵守して実施する。

●審査会に関する問い合わせ

- | | | |
|-----------|---------|--------------------------|
| ・ 審査委員長 | 笠 井 識 敬 | （携帯 090-3585-0997） |
| ・ 審査副委員長 | 上 條 優 | （携帯 090-9666-7256） |
| ・ 審査副委員長 | 大 井 裕 | （携帯 090-8853-4731） |
| ・ 審 査 主 査 | 堀 内 登 | （川西地区）（携帯 090-5996-8368） |
| （地区担当者） | 坂 内 孝 之 | （川東地区）（携帯 090-1409-6160） |
| | 宮 入 正 光 | （戸上地区）（携帯 090-7215-9678） |
| | 滝 沢 幸 男 | （坂城地区）（携帯 090-5214-9629） |